

盛岡広域振興局長告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年2月28日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 工区に含まれる地域の名称

- (1) 第3工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割115番1の一部、116番1の一部、117番1の一部、123番の一部、124番の一部、125番の一部、155番の一部、156番の一部、158番の一部、159番の一部、160番、161番、162番、163番の一部、164番1の一部、189番の一部、190番の一部、191番の一部、192番1の一部、193番の一部、233番の一部、239番の一部及び244番の一部
- (2) 第4工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割65番1の一部、70番3の一部、113番1の一部、114番1、115番1の一部、154番の一部、156番の一部、232番の一部、233番の一部及び244番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

- (1) 盛岡市羽場10地割100番地3 株式会社ベルプラス
- (2) 盛岡市中央通三丁目17番21号 ダイナステージ株式会社
- (3) 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割71番地 佐々木 嘉七
- (4) 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割71番地 佐々木 和久